

業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

令和8年4月16日

香川県知事 池田 豊 人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度男性育児休業等取得支援事業業務
- (2) 委託期間 契約締結日～令和9年2月25日(木)
- (3) 契約限度額 2,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要 別添「令和8年度男性育児休業等取得支援事業業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）
- (5) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること（従業員101人以上の事業者のみ）
- (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること（従業員101人以上の事業者のみ）

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を下記12の応募先まで提出してください。

1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。

- ① 応募意思表明書（様式1）
- ② 香川県税納税証明書（2(4)括弧書きに該当する者）
- ③ 都道府県労働局に提出済みの「一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法）」の写し 1部 ※従業員101人以上の事業者のみ
- ④ 都道府県労働局に提出済みの「一般事業主行動計画策定・変更届（女性の職業生活に

- おける活躍の推進に関する法律)」の写し 1部 ※従業員101人以上の事業者のみ
- ⑤決算状況を明らかにする書類（直近の事業年度分）
 - ⑥応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）

2) 提出方法

12の応募・照会先まで持参又は、郵便等（期限内必着）によるものとします。

3) 受付期間等

（受付期間）令和8年4月16日（木）から令和8年4月24日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く）

（受付時間）8:30～12:00、13:00～17:15

(2) 応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和8年4月27日（月）までに応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。なお、応募意思表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の受付、回答方法

(1) 質問の受付について

この公募について質問がある場合は、質問書（様式3）を、令和8年4月27日（月）17時15分までに、12の応募・照会先まで持参又は電子メールにより提出してください。

(2) 質問の回答について

応募資格要件に適合する者全員へ、令和8年4月30日（木）に電子メールにて回答します。また、下記12の場所において閲覧に供します。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 6部（正本1部及び副本5部）
- ② 委託費見積書 6部（正本1部及び副本5部）
- ③ 企画提案プレゼンテーション出席者名簿（様式4） 1部
- ④ 働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組み

を行う企業として法令に基づく認定等を受けている場合は、その認定書等の写し（別添「令和8年度男性育児休業等取得支援事業委託事業者の審査基準」の別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」参照）。 1部

(2) 提出締切

令和8年5月18日（月）17時15分必着

(3) 提出方法

12の応募・照会先まで持参又は郵便等（期限内必着）によるものとします。

(4) その他

提出書類の①及び②については、正本に事業者名及び代表者の職氏名を記載してください。なお、副本には応募者を特定できる内容を記載しないでください。（事業者名及び代表者の職氏名の記載は不要。社名・社章等の印刷された用紙の使用は不可）

8 選定方法及び審査基準

応募者から提出された企画提案書等の内容を「令和8年度男性育児休業等取得支援事業業務プロポーザル方式選定委員会」において別紙「令和8年度男性育児休業等取得支援事業業務委託事業者の審査基準」に従って審査の上、契約の予定者を選定します。なお、審査は、書面及びプレゼンテーションにより行います。

プレゼンテーションの開始時間、場所は別途通知します。

9 契約書作成の要否

要します。

10 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

11 その他

(1) 審査結果は全ての応募者に文書で通知します。なお、審査の経過については、公表しません。

(2) 企画提案に応募した企業名等は、公表する場合があります。

(3) 2の応募資格のない者が提出した企画提案書等及び企画等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して選定の取消しを行うことがあります。

- (4) 事業の実施にあたっては、県と契約を締結することとします。なお、香川県会計規則第149条に基づき、契約保証金の納付を求める場合があります。
- (5) 受託者は事業の実施及び広報に当たり、その内容について事前に県と協議を行うものとします。
- (6) 内容等については、より効果的に事業を実施するため、県は受託者に対し、内容の変更を求める場合があります。
- (7) 本事業の再委託は原則認めません。ただし、あらかじめ県が承認した場合は、この限りではありません。

12 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部労働政策課 総務・雇用労政グループ

担当者：伊賀、諸星

T E L : 087-832-3366

F A X : 087-806-0211

E-mail : rosei@pref.kagawa.lg.jp

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（土・日曜日・祝日を除く。）

13 スケジュール

4月16日（木）		公告開始
4月24日（金）	17時15分	公告終了，応募意思表明書受付締切
4月27日（月）	17時15分	応募資格要件の確認結果通知，質問の受付締切
4月30日（木）	17時15分	質問への回答及び閲覧
5月18日（月）	17時15分	企画提案書受付締切
5月下旬		選定委員会、プレゼンテーション(予定)
5月下旬		企画提案書審査結果通知(予定)
6月上旬		契約締結（予定）